

証券コード：6048

2020年11月6日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿七丁目5番25号

株式会社デザインワン・ジャパン

代表取締役社長

高 島 靖 雄

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、極力、書面にて議決権を事前にご行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年11月25日（水曜日）営業時間終了の時（午後6時）までに同封の議決権行使書が到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年11月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿NSビル30階 NSスカイカンファレンス ホールB |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第15期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 議 案 | | 取締役4名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.designone.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

【株主総会における新型コロナウイルス感染防止対策について】

- ◎感染リスクを避けるため、本年は可能な限り書面で事前に議決権行使いただき、ご来場をお控えくださいますよう強くご推奨申しあげます。
- ◎株主総会会場におきましては、感染防止対策の一環として株主席に間隔を空けた座席配置にすることから、ご用意できる座席数が例年よりも大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承のほどお願い申しあげます。
- ◎ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申しあげます。また、受付付近に設置のアルコール消毒液をご使用いただき、感染防止にご協力いただきますようお願い申しあげます。
- ◎体調不良と見受けられる株主様には運営スタッフからお声掛けさせていただき、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ◎今後の状況により、株主総会の開催または運営に関して事前にご案内すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト (<https://www.designone.jp/>) にてお知らせいたします。

(添付書類)

事業報告

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受け、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続きました。国内においては、緊急事態宣言および各都道府県の移動制限が解除され、経済活動も段階的に再開しておりますが、感染再拡大の懸念もあり先行きを見通すことが難しい状況にあります。

このような経営環境のもと、当社グループは「Webマーケティング技術」や「システム開発力」を活かし、店舗情報口コミサイト「エキテン」を中心にサービスを提供してまいりました。

当連結会計年度においては、主力事業である店舗情報口コミサイト「エキテン」において店舗獲得を進めるために、無料店舗会員の獲得に向けたWebマーケティング施策の実施、および各種キャンペーン等を行いました。また、第2四半期から提供を開始した新ネット予約サービスは、順調に利用店舗および予約件数を増やしており、8月末現在で約7,000店の店舗に利用申請をいただいております。

新たな事業領域の拡大に向けた取組みとしては、中小企業の生産性向上や業務効率化を支援する業務改善クラウドサービス「ZENO（ゼノ）」の提供を開始いたしました。また、ナイトワーク出身の求職者に特化した人材紹介サービスを展開している株式会社昼jobの株式を取得し、子会社化いたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞により、店舗の集客ニーズは依然として低水準となっており、緊急事態宣言時に急増した解約件数は減少してきたものの、受注件数は低調に推移しました。

これらの結果、当連結会計年度末における「エキテン」の無料店舗会員数は244,489店舗、有料店舗会員数は18,289店舗（前連結会計年度末比2,327店舗減少）となりました（販促のための有料掲載サービス利用料金の無料適用先は、無料店舗会員数に含んでおります）。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、「エキテン」における有料店舗会員数が

減少したことを主因として、売上高は1,924,103千円（前連結会計年度比11.8%減）となりました。利益につきましては、販売費及び一般管理費の抑制に努めたものの売上高の減少に伴う売上総利益減少の影響が大きく、営業利益は202,613千円（前連結会計年度比52.3%減）、経常利益212,963千円（前連結会計年度比50.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は152,603千円（前連結会計年度比25.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社の当連結会計年度における設備投資総額は、1,036千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金の機動的かつ安定的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額850百万円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおいては、以下の課題に取り組んでおります。

①エキテン事業

新型コロナウイルス感染症の拡大により、「エキテン」の主要顧客である店舗や中小事業者は多大な影響を受けております。その結果、「エキテン」の有料掲載店舗数も減少が続いており、短期的な回復は難しい状況にあります。

この様な状況の中、販売から開発までオペレーション全体を見直すことで今まで以上にコスト低減に努め、低成長期においても確実に収益を生み出せる体制を目指しております。また、今後経済が回復フェーズを迎える際には、低料金でオールジャンル展開といった競争優位性を活かすべく、積極的な投資を進めてまいります。

②新規事業

当社が新規事業として取り組んでいる業務改善クラウドサービス「ZEN0」につきましては、トライアルとして使用していただける企業数は順調に増やしておりますが、有料会員の獲得による収益化が今後の課題となっております。現在、多くの会社においてはテレワークが促進されている中、本サービスに対するニーズは増えており、事業拡大に伴うオペレーションの効率化を進めながら、今後成長を加速してまいります。

また、「ZEN0」以外の事業においても、事業化に向けて継続的に取り組んでまいります。

③グループ展開

当社がグループ化した2社は、ニッチなマーケットを対象に低コストでサービス提供が可能である等、独自性を持つ企業としてM&A後も順調に成長しております。しかし、更なる成長のためには人員や拠点の増加を図る必要があり、成長スピードとのバランスを考えながら適時、適切なタイミングで増強を図ってまいります。

また、当社グループも本格的にグループ経営が展開されていく中、個々のグループ企業においても内部統制を始めとした体制強化に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第12期	2018年度 第13期	2019年度 第14期	2020年度 (当連結会計年度) 第15期
売上高	—	—	2,181,144 千円	1,924,103 千円
経常利益	—	—	426,646 千円	212,963 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	204,031 千円	152,603 千円
1株当たり当期純利益	—	—	13.50 円	10.11 円
総資産	—	—	3,251,422 千円	3,382,240 千円
純資産	—	—	2,991,350 千円	3,105,795 千円

(注) 第14期(前連結会計年度)より連結計算書類の作成をしておりますので、第13期以前の数値は記載しておりません。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社昼job	5,000千円	100%	有料職業紹介事業
Nitro Tech Asia Inc Co., Ltd.	200,450千 ベトナムドン	97.5%	オフショア開発

(注) 当社は、2020年5月28日付で株式会社昼jobの株式の100%を取得し、同社を連結子会社としました。

(7) 主要な事業内容

事業	主要サービス
インターネットメディア事業	店舗情報口コミサイト「エキテン」の企画・運営

(8) 企業集団の主要拠点

名称	所在地
株式会社デザインワン・ジャパン	東京都新宿区
株式会社昼job	東京都新宿区
Nitro Tech Asia Inc Co. Ltd.	ベトナム

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
132名	13名（増）

（注）従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
75名	14名（減）	34歳5ヶ月	3年10ヶ月

（注）従業員数には、出向者及び臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,116,300株 (自己株式160,658株を含む)
- (3) 株主数 3,076名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
高島 靖雄	4,040,000 株	27.01 %
株式会社ティーエーケー	2,394,000	16.00
PC投資事業有限責任組合	1,431,700	9.57
高島 昭雄	999,500	6.68
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	894,400	5.98
株式会社EPARK	695,400	4.64
田中 誠	400,000	2.67
楽天証券株式会社	143,600	0.96
株式会社SBI証券	129,000	0.86
auカブコム証券株式会社	125,600	0.83

(注)1. 当社は、自己株式を160,658株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

3. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 894,400株

(5) その他株式に関する重要な事項

①当事業年度中、新株予約権行使により発行済株式の総数が900株増加しております。

②当社は、2020年5月18日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。

ア. 取得対象株式の種類

当社普通株式

イ. 取得し得る株式の総数

450,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.98%）

ウ. 株式の取得価額の総額

100,000千円（上限）

エ. 取得期間

2020年5月19日～2020年11月18日

オ. 取得方法

証券会社への自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社の使用人及び子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 畠 靖 雄	—
取 締 役	田 中 誠	経営管理本部長 兼 情報戦略部長 兼 経理財務部長
取 締 役	武 内 智 裕	株式会社アガルート取締役
取 締 役	高 木 友 博	明治大学理工学部情報科学科教授 Hamee株式会社社外取締役 株式会社ランドネット社外取締役
常 勤 監 査 役	工 藤 耕 二	—
監 査 役	石 田 史 朗	株式会社リアルストーン代表取締役 税理士法人DUAL PARTNERS代表社員 株式会社現代エステート代表取締役
監 査 役	鎌 田 智	オープンテクノロジー株式会社監査役 鎌田法律事務所所長

- (注) 1. 取締役武内智裕氏及び高木友博氏は、社外取締役であります。
2. 監査役工藤耕二氏、石田史朗氏及び鎌田智氏は、社外監査役であります。
3. 監査役工藤耕二氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役石田史朗氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役鎌田智氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役武内智裕氏、高木友博氏、監査役工藤耕二氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

各取締役の報酬額は、株主総会にて決議された報酬総額の枠内で、各人の実績についての代表取締役との面談を踏まえて、翌期の職責、経営内容や経済情勢、世間相場、使用人給与とのバランス等を考慮した上で、取締役会決議による委任に基づき代表取締役が決定しております。

② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役	4 名	35,004千円
(う ち 社 外 取 締 役)	(2 名)	(8,568千円)
監 査 役	3 名	8,268千円
(う ち 社 外 監 査 役)	(3 名)	(8,268千円)
合計	7 名	43,272千円

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年11月27日開催の第10回定時株主総会において年額150,000千円以内（うち社外取締役分は年額15,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、2013年11月28日開催の第8回定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	武内 智 裕	株式会社アガルート	取締役	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
取締役	高 木 友 博	明治大学理工学部情報科学科	教授	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
		Hamee株式会社 株式会社ランドネット	社外取締役	
監査役	石 田 史 朗	株式会社リアルストーン 株式会社現代エステート	代表取締役	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
		税理士法人DUAL PARTNERS	代表社員	
監査役	鎌 田 智	オープンテクノロジー株式会社	監査役	当社と当該他の法人等との間には、重要な取引その他の関係はありません。
		鎌田法律事務所	所長	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	武内 智 裕	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	高 木 友 博	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	工 藤 耕 二	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を監視し、必要に応じ、適宜発言を行っております。
監査役	石 田 史 朗	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。主に税理士としての豊富な経験から、必要に応じ、適宜発言を行っております。
監査役	鎌 田 智	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての豊富な経験から、必要に応じ、適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分ができませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人の法令違反、適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条の規定により、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に付議いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) コーポレートガバナンス

- ・取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」、「取締役会決議事項に関する取扱いルール」等に従い、協議に十分な時間をかけたうえで、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ・取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- ・監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(イ) コンプライアンス

- ・取締役及び使用人は、「企業理念」に則り行動する。
- ・コンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の充実に努める。

(ウ) 財務報告の適正性確保のための体制整備

- ・商取引管理及び経理に関する社内規程を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に図る。
- ・金融商品取引法その他の法令に基づき、財務報告の適正性を確保するための体制を確保し、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

(エ) 内部監査

「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

(オ) 反社会的勢力排除

反社会的勢力へ対応に関する「反社会勢力対策管理規程」を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報セキュリティ基本方針」及びその関連規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録をはじめとした機密情報等の情報資産を適切に保存・管理し、情報セキュリティの確保を図る。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を

迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社をとりまく様々なリスクに対処するため、リスク管理委員会やリスク管理責任者を設置するとともに、各種管理規程、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的に取り締役に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア) 定例取締役会

定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うために、適宜、臨時取締役会を開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を実施する。

(イ) 中期経営計画の策定

中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を検討・実行する。

(ウ) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 子会社管理・報告体制

子会社統括部署は連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたる。子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

(イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業内容・規模等を考慮の上、リスクカテゴリー毎に当社グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的に検証する。

(ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

企業集団としての経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

(エ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス規程に定めた事項の実施状況につき随時モニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
- ・子会社の業務活動全般も内部監査の対象とする。

⑥監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役（会）が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、その任命、異動については、監査役の同意を必要とする。監査役（会）の職務を補助する使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。また、当該使用人の評価については監査役の意見を聴取して実施される。

⑦取締役及び使用人による監査役への報告体制等

(ア) 重要会議への出席

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(イ) 報告体制

取締役及びその他の役職者は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。また、取締役及びその他の役職者は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を使用人が直接報告する体制として内部通報窓口を整備する。

⑧当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」を定め、監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益取扱を禁止する旨明記し、周知徹底する。

⑨当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 内部監査業務の監査役との連携

内部監査業務において、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

(イ) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①リスク管理委員会は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、提供するサービスの品質など、会社を取り巻く様々な事業運営上のリスクの低減・回避策やリスクが顕在化した場合の対応策等を協議し、リスク管理の徹底を図っております。
- ②管理部は、コンプライアンス全般及び業務に直結する主要な社内規程、インサイダー取引や情報漏えい防止に関する研修に加え、内部通報制度の開始・周知等によりコンプライアンスの推進、実効性の確保に取り組んでおります。また、反社会的勢力の排除を目的とした団体に入会して、反社会的勢力の動向を把握するなど、情報収集や警察・弁護士等の外部専門機関との連携により、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- ③内部監査部門は、每期、コンプライアンスについて各部門共通の監査項目として、監査役と連携して内部監査を実施し、モニタリングしております。
- ④取締役会において、取締役及び監査役全員出席のもと、重要業務の執行に関する決定や監督等を行うとともに、每期、中期経営計画及び利益計画(予算)を策定し、業務執行取締役は同計画の達成に取り組んでおります。
- ⑤監査役は、議事録や稟議書、契約書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や監査法人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査の実効性・効率性の確保を図るべく、会計監査人及び内部監査部門と監査上の重要な課題等について適宜情報・意見交換を行い、互いに連携して会社の内部統制状況を監視しております。

連結貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,751,605	流 動 負 債	239,601
現 金 及 び 預 金	2,018,223	1 年以内返済予定の長期借入金	1,380
売 掛 金	106,294	未 払 金	130,089
有 価 証 券	500,277	未 払 費 用	51,580
仕 掛 品	4,587	未 払 法 人 税 等	39,262
貯 蔵 品	3,559	役 員 賞 与 引 当 金	131
前 払 費 用	27,769	賞 与 引 当 金	1,986
そ の 他	99,478	ポ イ ン ト 引 当 金	977
貸 倒 引 当 金	△8,584	そ の 他	14,192
固 定 資 産	630,635		
有 形 固 定 資 産	63,817	固 定 負 債	36,843
建 物 及 び 構 築 物	79,265	長 期 借 入 金	5,290
工 具 器 具 備 品	16,797	資 産 除 去 債 務	31,553
減 価 償 却 累 計 額	△32,245	負 債 合 計	276,444
無 形 固 定 資 産	147,892	純 資 産 の 部	
の れ ん	136,590	株 主 資 本	3,105,352
そ の 他	11,301	資 本 金	648,105
投 資 そ の 他 の 資 産	418,925	資 本 剰 余 金	628,105
投 資 有 価 証 券	233,201	利 益 剰 余 金	1,866,623
敷 金 及 び 保 証 金	118,415	自 己 株 式	△37,482
繰 延 税 金 資 産	67,254	その他の包括利益累計額	△1,129
そ の 他	1,607	その他有価証券評価差額金	503
貸 倒 引 当 金	△1,552	為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,633
		新 株 予 約 権	370
		非 支 配 株 主 持 分	1,202
		純 資 産 合 計	3,105,795
資 産 合 計	3,382,240	負 債 純 資 産 合 計	3,382,240

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（2019年9月1日から）
（2020年8月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		1,924,103
売 上 原 価		222,227
売 上 総 利 益		1,701,876
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,499,263
営 業 利 益		202,613
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,813	
違 約 金 収 入	9,034	
そ の 他	1,141	11,989
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	598	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	871	
そ の 他	137	1,639
経 常 利 益		212,963
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	60	60
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		213,023
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	95,341	
法 人 税 等 調 整 額	△35,245	60,095
当 期 純 利 益		152,927
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		324
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		152,603

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年9月1日から
2020年8月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	648,092	628,092	1,714,020	△192	2,990,012
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	13	13	—	—	27
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	152,603	—	152,603
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△37,290	△37,290
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	13	13	152,603	△37,290	115,339
当 期 末 残 高	648,105	628,105	1,866,623	△37,482	3,105,352

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	—	—	—	430	906	2,991,350
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	—	—	—	—	—	27
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	152,603
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△37,290
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）	503	△1,633	△1,129	△60	295	△894
当 期 変 動 額 合 計	503	△1,633	△1,129	△60	295	114,445
当 期 末 残 高	503	△1,633	△1,129	370	1,202	3,105,795

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,681,347	流 動 負 債	231,163
現 金 及 び 預 金	1,969,159	未 払 金	128,776
売 掛 金	93,378	未 払 費 用	51,011
有 価 証 券	500,277	未 払 法 人 税 等	38,336
貯 蔵 品	3,559	未 払 消 費 税 等	8,222
前 払 費 用	26,332	前 受 金	223
そ の 他	97,224	預 り 金	3,603
貸 倒 引 当 金	△8,584	ポ イ ン ト 引 当 金	977
固 定 資 産	723,168	そ の 他	11
有 形 固 定 資 産	62,593	固 定 負 債	31,316
建 物	77,887	資 産 除 去 債 務	31,316
工 具 器 具 備 品	16,797	負 債 合 計	262,479
減 価 償 却 累 計 額	△32,092	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	9,625	株 主 資 本	3,141,161
ソ フ ト ウ ェ ア	9,625	資 本 金	648,105
投 資 そ の 他 の 資 産	650,948	資 本 剰 余 金	628,105
投 資 有 価 証 券	233,201	資 本 準 備 金	628,105
関 係 会 社 株 式	234,625	利 益 剰 余 金	1,902,432
破 産 更 生 債 権 等	1,552	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,902,432
敷 金 及 び 保 証 金	116,151	繰 越 利 益 剰 余 金	1,902,432
繰 延 税 金 資 産	66,915	自 己 株 式	△37,482
そ の 他	54	評 価 ・ 換 算 差 額 等	503
貸 倒 引 当 金	△1,552	その他有価証券評価差額金	503
		新 株 予 約 権	370
		純 資 産 合 計	3,142,036
資 産 合 計	3,404,515	負 債 純 資 産 合 計	3,404,515

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年9月1日から)
(2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,879,096
売 上 原 価		209,776
売 上 総 利 益		1,669,319
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,466,059
営 業 利 益		203,260
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	39	
有 価 証 券 利 息	1,644	
違 約 金 収 入	9,034	
そ の 他	790	11,508
営 業 外 費 用		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	598	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	871	
そ の 他	187	1,656
経 常 利 益		213,112
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	60	60
税 引 前 当 期 純 利 益		213,172
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	94,160	
法 人 税 等 調 整 額	△35,457	58,703
当 期 純 利 益		154,469

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年9月1日から）
（2020年8月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本計合
		資本準備金	資本剰余金計合	その他の利益剰余金繰越利益剰余金	利益剰余金計合		
当 期 首 残 高	648,092	628,092	628,092	1,747,963	1,747,963	△192	3,023,955
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	13	13	13	—	—	—	27
当 期 純 利 益	—	—	—	154,469	154,469	—	154,469
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△37,290	△37,290
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	13	13	13	154,469	154,469	△37,290	117,205
当 期 末 残 高	648,105	628,105	628,105	1,902,432	1,902,432	△37,482	3,141,161

	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計合
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	—	—	430	3,024,386
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	—	—	—	27
当 期 純 利 益	—	—	—	154,469
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△37,290
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	503	503	△60	443
当 期 変 動 額 合 計	503	503	△60	117,649
当 期 末 残 高	503	503	370	3,142,036

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年10月15日

株式会社デザインワン・ジャパン
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 久世浩一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊藤裕之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デザインワン・ジャパンの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デザインワン・ジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年10月15日

株式会社デザインワン・ジャパン
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 久世浩一 ㊞

公認会計士 伊藤裕之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デザインワン・ジャパンの2019年9月1日から2020年8月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、当社の担当窓口を通じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月22日

株式会社デザインワン・ジャパン	監査役会
常勤監査役（社外監査役） 工 藤 耕 二	㊞
社外監査役 石 田 史 朗	㊞
社外監査役 鎌 田 智	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	たか はた やす お 高 昂 靖 雄 (1975年11月27日生)	2000年４月 富士通株式会社入社 2005年９月 当社設立、代表取締役社長就任 2016年９月 当社代表取締役社長エキテン事業本部長就任 2016年11月 当社代表取締役社長エキテン事業本部長兼社長室長就任 2017年３月 当社代表取締役社長エキテン事業本部長就任 2017年９月 当社代表取締役社長事業本部長兼事業本部デザイン戦略室長就任 2018年３月 当社代表取締役社長事業本部長就任 2018年９月 当社代表取締役社長（現任）	4,040,000株
	取締役候補者とした理由	創業者として当社の経営を指揮してきた実績を通じて培われた高い見識とリーダーシップを、今後も当社の更なる成長に十分に活かしていただけると判断し、取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	た な か ま こ と 田 中 誠 (1975年11月21日生)	2000年4月 日本電気株式会社入社 2002年11月 NECエレクトロニクス株式会社（現ルネサスエレクトロニクス株式会社）入社 2007年2月 当社入社 2007年8月 当社取締役開発部長就任 2014年4月 当社取締役新規事業開発部長就任 2016年1月 当社取締役情報システム部長就任 2016年9月 当社取締役情報戦略室長就任 2016年11月 当社取締役経営管理本部長兼情報戦略部長就任 2018年6月 当社取締役経営管理本部長兼情報戦略部長兼経理財務部長就任 2018年8月 当社取締役経営管理本部長兼情報戦略部長兼経理財務部長兼人事部長就任 2018年10月 当社取締役経営管理本部長兼情報戦略部長兼経理財務部長就任（現任）	400,000株
	取締役候補者とした理由	取締役として、情報システムを始めとした管理部門全般における豊富な経験・実績を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。	
3	た け う ち と も ひ ろ 武 内 智 裕 (1959年10月3日生)	1982年4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社 1995年3月 第二電電株式会社（現KDDI株式会社）入社 2000年2月 ソフトバンク・テクノロジー株式会社（現SBテクノロジー株式会社）入社 2015年2月 当社取締役就任（現任） 2016年4月 テイクエナジーコーポレーション株式会社入社 2019年9月 株式会社アガルート入社 取締役就任（現任）	1,000株
	社外取締役候補者とした理由	関連業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	たか ぎ とも ひろ 高 木 友 博 (1954年 6 月 8 日生)	1988年10月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社 2000年 4 月 明治大学理工学部情報科学科 教授（現任） 2004年 4 月 カリフォルニア大学バークレー校 コンピュータサイエンス学科 客員研究員 2004年 4 月 日本学術振興会学術システム研究センター 専門委員 2015年11月 当社取締役就任（現任） 2017年 7 月 Hamee株式会社社外取締役就任（現任） 2019年10月 株式会社ランドネット社外取締役就任（現任）	一株
	社外取締役候補者とした理由	一般企業での勤務経験及び大学教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づく他の取締役の監督、及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待できると判断し、社外取締役候補者といえました。なお、同氏は直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は武内智裕氏及び高木友博氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 武内智裕氏及び高木友博氏は社外取締役候補者であります。
- なお、当社は武内智裕氏及び高木友博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 武内智裕氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年9ヶ月となります。
5. 高木友博氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
6. 取締役候補者の指名の方針と手続
- 経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名を行うにあたっては、各人の能力、経験、見識などを総合的に勘案し、全社的立場に立ちその職務と責任を全うできる適任者を取締役会において決定しております。
7. 独立性判断基準
- 当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としておりますが、これら基準を満たしていることに加え、経営者や業務執行取締役等がいる取締役会の場において、一般株主の利益を配慮しつつ率直に疑問を呈し議論を行える「精神的独立性」を有する人物を独立社外取締役として選定することとしております。

以 上

《会場ご案内図》

東京都新宿区西新宿 2 - 4 - 1

新宿 NS ビル 30 階
NS スカイクンファレンス「ホール B」

電話 (03) 3342-4920



◎新宿駅「南口・西口」(JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線)から徒歩約7分または都庁前駅「A3出口」(都営地下鉄線(大江戸線))から徒歩約3分